

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年3月12日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：バングラデシュ 担当：南アジア部  
案件名：外国直接投資促進事業協力準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年5月中旬～2015年3月中旬

2 参加要件

海外における外国直接投資促進や経済特区に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特に無し。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月26日から2014年3月28日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月26日から2014年3月31日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年4月11日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：4月下旬

(5) 契約交渉：4月下旬～5月上旬

5 業務の目的

バングラデシュの1人当たりGNIは770ドル（世銀、2011年）であり、最貧国に位置づけられているが、90年代以降は比較的安定した成長を続け、繊維製品を中心とした欧米向け輸出や主に中東からの労働者送金の拡大に支えられて、過去10年間に渡って平均6%程度の成長を遂げており、中長期的にも6%以上の経済成長の持続が予測されている。

輸出は縫製品が全輸出の75%を占め、その他は魚介類、ジュート製品、皮革製品等が代表的であり、低価格製品の輸出が目立つ。輸入は石油・鉄鋼などの資源や中間財の多くを輸入しているため、恒常的に貿易赤字構造にある。従前の経済成長を支えてきた繊維製品輸出及び海外労働者送金は、主要輸出市場である欧米や出稼ぎ先の中東・米国の景気動向の影響を受けやすく、堅実な経済発展とバングラデシュ政府が目指す中所得国入りのためには、製造業の発展が必要となっており、そのために製造業への外国直接投資の促進を含む国内投資の増加が鍵である

バングラデシュはBRICSに次ぐ新興経済発展国群であるネクストイレブンの一つとして取上げられており、人口が約1億5千万人であるために低廉で大量の労働力供給や国内消費市場の大きさの観点から、成長性は高く評価され、海外企業から投資先として注目を集めつつある。しかし、欧米・中東からの投資が増加しているものの、直接投資額においても対GDP比においても、依然として国際的に低い水準に留まっている。バングラデシュへの外国直接投資額はGDP比で1.0%（2011）に過ぎず、ストックベースでもGDP比5.9%（同）と南アジア平均9.8%（同）と比較しても低く、東南アジア平均44.1%（同）とは大きく差が開いている。また、民間投資を要する製造業はGDP比17%（2009）に留まっており、外国直接投資の受け皿となる地場製造業の育成も進んでいない。

また、第6次国家開発5カ年計画（SFYP2001 - 2016）において、年率8%以上の経済成長率を達成するには、対GDP比24%程度に留まっている国内投資を2015年までに32～33%に、2021年までに38～40%に引上げることが必要と記述されている。特に、国内投資のうち、過去5年間は対GDP比19%程度に留まっていた民間投資を2015年までに25%に引上げることが目標とされている。

バングラデシュ政府が掲げる目標である2021年までの中所得国入りや民間投資増加のためには、工業化と経済成長の持続が必要である。特に製造業の発展と多様化、貿易投資促進が肝要であり、産業振興策の策定実施、民間企業の技術力向上、電力及び運輸交通インフラ等の整備、手続・制度面の問題点を改善する必要がある。また、不足がちな国内資本・技術に頼るだけでなく、外国直接投資を促進して工業化の進展・産業多様化に結び付けていくことも必要である。

従来、バングラデシュへの外国直接投資促進、輸出産業の振興については、全国8カ所の輸出加工区（Export Processing Zone：EPZ）が大きな役割を果たしてきた。しかし、EPZには原材料を輸入し安い人件費で加工した製品を輸出する労働集約型加工産業である繊維産業の立地が多く、国内産業全般の発展や技術移転への波及効果が少ないため、政府は民間設置によるものを除いて新たなEPZを設置しない方針を明らかにしている。バングラデシュ政府は、上記の背景から、2010年にバングラデシュ経済特区法を制定し、輸出産業と国内産業の産業連関強化や民間資金の活用等を図るべく、新たな経済特区の開発を進めているが、本格的な制度導入には至らず、経済特区を含む工業団地及び周辺インフラの整備が進捗していない。また、外資を含む工業団地への進出企業は、為替リスク回避等の観点から、進出資金や事業運転について、バングラデシュ国内の民間商業銀行からタカ建ての借入を行う必要があるが、土地に偏重した厳しい担保要件、金利水準の高さ、融資期間の短さ、融資手続きの煩雑さ等により、工業団地進出を検討する際のボトルネックになっている。

本件協力準備調査は、このバングラデシュ政府側の動きや日本企業進出が増加している状況を踏まえて、EPZや経済特区のインフラ整備及びツーステップローン（TSL）を通じて、進出企業の投資環境及び金融アクセスの改善を目

指す「外国直接投資促進事業」にかかる情報収集・分析、実施体制の確認、実施にかかる提案作成等を行うものである。

## 6 業務の範囲及び内容

### 6-1 業務対象地域

バングラデシュ全土

### 6-2 業務内容

#### (1) 事業背景及び事業の必要性の確認

- ・バングラデシュ政府による外国直接投資にかかる政策・施策のレビュー
- ・バングラデシュにおける外国直接投資誘致や制度の現状確認
- ・経済特区及びEPZを巡る課題や新規設置状況の確認
- ・バングラデシュにおける事業実施にかかる外国企業の意欲度合いの聴取・確認
- ・経済特区及び民間EPZにおける進出可能性がある産業・分野の抽出

#### (2) 外国直接投資の促進にかかる課題の抽出

・外国直接投資、経済特区及び民間EPZ設置、経済特区・民間EPZの内外インフラ整備にかかる問題点・課題のレビュー

- ・バングラデシュで事業を開始する外国民間企業が直面する金融面の問題点や課題、状況の確認
- ・本事業と関連するJICA支援にかかる状況、成果、問題点のレビュー

#### (3) 事業概要の提案

- ・関係機関を含めた実施体制の確認
- ・実施体制と整合性を持つ、本事業で想定されるTSL、プロジェクトローン、イクイティバックファイナンスの資金フローに関するレビュー
- ・適切な基準に基づく、経済特区・民間EPZの内外のインフラ整備にかかるサブ・プロジェクトの選定を行うステアリング・コミッティーの構成の検討
- ・TSLの資金フローに関わる適切な金融機関の抽出・確認
- ・経済特区・民間EPZの内外インフラ整備に関する、状況確認や経済特区及びEPZ、関連インフラ整備にかかる民間企業による現地通貨建て資金需要のニーズ確認
- ・経済特区・民間EPZの周辺インフラ整備にかかる政府機関による資金需要（予算額）の確認
- ・適切な選定基準に基づく、サブ・プロジェクト候補の選定
- ・サブ・プロジェクト選定基準の基本設計
- ・本事業にかかる、環境社会配慮に関する許認可やその他の必要な手続きを含めた実施計画の提案
- ・本事業のコンサルティング・サービスに係る詳細計画の提案
- ・本事業のコスト積算
- ・本事業の経済・財務的可能性の分析
- ・必要に応じた追加的な技術協力の提案

#### (4) 実施体制の提案

- ・（3）での確認を踏まえた実施体制の業務フローと資金フローの確認
- ・本事業実施に関わる執行機関の能力確認
- ・明確な責任と役割分担を割り当てた実施機関に基づく実施体制の提案
- ・本事業のPIU（事業実施ユニット）の要員計画の策定
- ・実施機関、執行機関等の関係者を集めての事業実施に向けたワークショップ開催
- ・ステアリング・コミッティー準備会合の開催

#### (5) 維持管理体制の確立準備

- ・本事業に必要な維持管理体制の提案

#### (6) 環境社会配慮

- ・バングラデシュの環境法令とJICAの「環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」に応じた環境及び住民移転の枠組みにかかる案の提案
- ・環境及び住民移転の枠組みに合致する住民移転アクションプラン（RAP）案、初期環境調査（IEE）案、代表的なサブ・プロジェクト2つにかかる環境管理計画やモニタリング計画を含む環境影響評価（EIA）案の作成

#### (7) 本事業の評価に関わる検討

- ・運営・効果指標にかかる基本データの収集と検討
- ・モニタリング計画、運営・効果指標にかかる提案
- ・定性的・定量的効果の査定
- ・事業事前評価表案の作成

#### (8) バ国における外国直接投資促進にかかる広報（イメージビデオ作成）

- ・バ国の投資環境の紹介
- ・本事業の紹介
- ・経済特区構想の進捗状況紹介

## 7 成果品等

(1) インセプションレポート：2014年5月中旬

(2) プログレスレポート：2014年7月中旬

- (3) インテリムレポート : 2014年10月初旬
- (4) ドラフトファイナルレポート : 2014年12月中旬
- (5) ファイナルレポート : 2015年2月下旬

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 外国直接投資促進 (評価対象予定者)
- (2) 財務
- (3) ファンドマネージメント (評価対象予定者)
- (4) 経済特区・民間EPZ開発
- (5) インフラ整備
- (6) 経済分析
- (7) 環境社会配慮

#### 9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ ファンド組成・運営や経済特区の計画・設置・運営に関わった経験がある人材が加わるのが必須。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。